

## 静岡県告示第639号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の指定を変更し存続期間を更新したので、同条第9項の規定により読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により告示する。

令和5年10月31日

静岡県知事 川勝平太

### 1 富士山南鳥獣保護区（昭和33年10月4日 静岡県告示第737号）

#### (1) 区域

静岡県富士宮市、富士市、裾野市、御殿場市及び駿東郡小山町所在の国有林静岡森林管理署1林班から501林班まで（207林班を除く。169、170、171、210、198、199及び200林班は、林道富士山麓線より以北まで）及び富士宮市人穴640-2から640-37までの市有林を含む養鶏団地内の区域

#### (2) 変更後の面積

12,476ヘクタール

#### (3) 更新する存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

#### (4) 保護に関する指針

ア 指定区分 大規模生息地

イ 指定目的 カラマツ、モミ、シラベなどの原生針葉樹から落葉針葉樹まで林相の変化に富む地域であり、ルリビタキ、コマドリ、ノウサギ、ニホンジカをはじめ多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

なお、ニホンジカ個体群の過剰な生息状況が確認され、人工林及び自然植生への食害が進行しているため、平成24年4月から特定鳥獣保護管理計画を策定し、重点的な捕獲体制の整備や捕獲手法の検討を進め、併せて、捕獲目標を設置し計画的な個体数削減に取り組んでいる地域である。

### 2 井川湖鳥獣保護区（昭和54年10月23日 静岡県告示第848号）

#### (1) 変更後の区域

山伏山頂を起点とし、同地点から尾根に沿って南に進み、笹山山頂に至り、同地点からさらに尾根に沿って南に進み、井川峠を経て、アツラ沢の頭山頂に至り、同地点からさらに尾根に沿って南に進み、勘行峰山頂に至る。同地点から牧道に沿って南西に進み、鍵尾峰（旧井川村・旧玉川村の境界）に至り、同地点からさらに牧道に沿って西に進み、市道開拓1号線の接点に至る。同地点から市道開拓1号線を南西に進み、大日峠（市道開拓1号線、同3号線、県道井川湖御幸線との接点）に至る。同地点から県道井川湖御幸線に沿って南に進み、旧県道井川静岡線（大日古道）との交点に至る。同地点から旧県道井川静岡線（大日古道）を北に進み、旧大日峠（徳川家康お茶壺屋敷跡）との接点に至る。同地点から尾根に沿って井川高原自然歩道を南西に進み、富士見峠に至る。同地点から同地点と交わる県道南アルプス公園線に沿って北に進み、林道小河内川線との接点に至る。同地点から林道小河内川線に沿って北東に進み、林道小河内川線と135林班と133林班の境界線の重なる区間が終わる点に至る。同地点から135

林班と133林班の境界線を北西に進み、135林班と134林班の境界線を経て、135林班と134林班と井川湖の境界点に至る。同地点から134林班と井川湖の境界線を北東に進み、134林班と井川湖と131林班の境界点に至る。同地点から134林班と131林班の境界線を南東に進み、134林班と132林班の境界線を経て、134林班と132林班と133林班の境界点に至る。同地点から132林班と133林班の境界線を南東に進み、132林班と133林班と130林班（県有地及び市有地）の境界点に至る。同地点から132林班と130林班の境界線を北に進み、131林班と130林班の境界線及び129林班と130林班の境界線を経て、129林班と130林班と123林班（県有地）の境界点に至る。同地点から129林班と123林班の境界線を西に進み、123林班と128林班の境界線、123林班と127林班の境界線、123林班と126林班の境界線、122林班（県有地）と126林班の境界線、121林班（県有地）と126林班の境界線、121林班と124林班の境界線、120林班（県有地）と124林班の境界線、120林班と116林班の境界線、119林班（県有地）と116林班の境界線、118林班（県有地）と116林班の境界線を経て、118林班と116林班と117林班（県有地）と115林班の境界点に至る。同地点から117林班と115林班の境界線を北東に進み、117林班と114林班の境界線を経て、117林班と114林班の境界線と林道勘行峰線の交点に至る。同地点から林道勘行峰線を北に進み、林道勘行峰線と林道井川雨畑線の交点に至る。同地点から林道井川雨畑線を東に進み、山伏峠に至る。同地点から尾根に沿って東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域

(2) 変更後の面積

911ヘクタール

(3) 更新する存続期間

令和5年11月1日から令和10年10月31日まで

(4) 保護に関する指針

ア 指定区分 森林鳥獣生息地

イ 指定目的 当地域は、井川湖を中心とした山岳地帯にあり、井川ダム及び井川少年自然の家、県民の森やスキー場等の施設があり、訪れる人も多く、狩猟を行うには極めて危険なため、安全確保を図りたい。また本地域は、自然環境が豊かで、野生鳥獣の種類も豊富であり、その生息地を保護し、市民が自然と触れ合う貴重な場としての環境を保全するため鳥獣保護区に指定する。